

有料職業紹介事業返戻金制度について

1. 甲が採用した丙が、業務開始後、自己都合又は丙の責に帰すべき事由により退職した場合、乙は以下の割合に基づき、既に受領した紹介手数料の一部を返金するものとする。

- ・業務開始日より起算して1ヶ月未満・・・乙が受領した紹介手数料の 80%
- ・業務開始日より起算して1ヶ月以上3ヶ月未満・・・乙が受領した紹介手数料の 50%
- ・業務開始日より起算して3ヶ月以上6ヶ月未満・・・乙が受領した紹介手数料の 10%

2. 丙の退職理由が、甲と締結した労働契約の内容と異なることに起因する場合や、丙に対し、甲が法令違反行為をした場合、その他甲の責に帰すべき事由に起因する場合、又は丙の死亡、事故、病気等不可抗力での退職の場合は、本条は適用されないものとする。

許可番号：19-ユ-300177

事業者名：株式会社リョーウン

所在地：山梨県韮崎市富士見 3-13-28